

平成 11 年度 社会安全研究財団委託調査研究報告書

# **21 世紀の警察と市民の安全意識 II**

社会安全のための N P O ・ ボランティア活動

平成 12 年 3 月  
(2000 年)

「社会生活とコミュニケーション」研究会  
代表 武蔵工業大学教授 岩男寿美子

平成 11 年度 社会安全研究財団委託調査研究報告書

## **21 世紀の警察と市民の安全意識 II**

社会安全のための N P O ・ ボランティア活動

平成 12 年 3 月  
(2000 年)

はじめに

深刻化するドメスティック・バイオレンスや性暴力、携帯電話やインターネットなどを利用した新しいタイプの犯罪、子どもたちが直面する非行やいじめの問題など、わが国における犯罪や暴力をめぐる状況は、急激に多様化、深刻化している。これらの犯罪に早急に対処し、安定した市民生活を維持するために、警察がはたすべき役割は多大である。

しかし、警察の力だけで、日々変貌をとげる社会状況に即応し、あらゆるレベルの犯罪を解決しつつ、加害者の更正から被害者保護まで犯罪にまつわるすべての問題を解決しようとしても、限界がある。特に犯罪の抑止や犯罪者の更正、および新しいテクノロジーを用いた犯罪への対応などは、民間の専門家やNPOなどとの連携が大きな力となると思われる。

わが国より一足早く犯罪が深刻化しているアメリカでは、すでに1980年代から、このような試みが盛んにおこなわれており、官民の協力によって、あらゆるレベルの犯罪に対応するプログラムが開発され、実行されてきた。その過程で、政府も地域団体や学校をはじめとする民間組織のプログラムを奨励し、法律の整備や資金面でも援助をつづけてきた。こうした中で、10代の被告と同世代の判事、陪審による「少年裁判」や、サイバーネット上の犯罪抑止を目的とする監視システムなど、いくつかの斬新な試みがおこなわれ、効果の有無も含め論議がすすめられている。

わが国の治安を守るためにも、このような新しい発想にもとづいた官民協力の体制づくりが求められているのではないだろうか。そこで本研究では、アメリカ合衆国をモデルケースとし、同国における官民協力プログラムの実態を把握するとともに、その効果を検証し、わが国における施策の参考になる点を模索しようところみだ。

わが国では、このところ相次いだ警察の不祥事により、警察と市民の関係はこれまでにないほどぎくしゃくし、長年培われてきた信頼関係が深刻な危機にさらされている。しかしこういう時期こそ、21世紀にむけた警察と市民の新しい関係を構築する好機ととらえ、これまでの関係をみなおし、ゼロから出発して新たな関係を築いていく試みを実現させて行くべきではないだろうか。

本報告書が、このような警察と市民の新しい協力システム構築の参考となり、ひいては一人一人の市民が安心して住める地域づくりに役だてば幸いである。

2000年3月

社会生活とコミュニケーション研究会

## 目 次

|                                              |    |
|----------------------------------------------|----|
| はじめに                                         | 1  |
| <br>                                         |    |
| 1章 調査概要                                      |    |
| 1. 目的                                        | 7  |
| 2. 調査方法                                      | 7  |
| 3. 対象                                        | 7  |
| <br>                                         |    |
| 2章 アメリカにおけるコミュニティを基盤とした犯罪防止                  |    |
| 1. 犯罪防止策の全体像                                 | 11 |
| 2. コミュニティを基盤とした犯罪防止活動                        | 15 |
| 3. 家族を基盤にした犯罪防止活動                            | 20 |
| 4. 学校を基盤とした犯罪防止策                             | 22 |
| 5. コミュニティを基盤とした犯罪防止策の成果                      | 27 |
| <br>                                         |    |
| 3章 性犯罪に対するコミュニティへの情報開示                       |    |
| 1. 情報開示の背景                                   | 31 |
| 2. 政府の立法措置                                   | 32 |
| 3. 地方のコミュニティを基盤とした情報開示                       | 36 |
| 4. 家庭を基盤とした情報開示                              | 36 |
| 5. 学校を基盤とした情報開示                              | 37 |
| 6. 情報開示の効果                                   | 37 |
| <br>                                         |    |
| 4章 ドメスティック・バイオレンスおよび<br>犠牲者のない犯罪を防止するための地域教育 |    |
| 1. 問題の背景                                     | 41 |
| 2. 政府による取り組み                                 | 42 |
| 3. 地域を基盤とした防止活動                              | 45 |
| 4. 家庭を基盤とした防止活動                              | 47 |
| 5. 学校を基盤とした犯罪防止の教育活動                         | 48 |
| 6. 成果                                        | 48 |

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| <b>5章 コミュニティを基盤としたサイバースペースの監視体制</b>  |    |
| 1. 政府の施策                             | 53 |
| 2. コミュニティを基盤とした保護策                   | 55 |
| 3. 家庭を基盤とした保護策                       | 56 |
| 4. 学校を基盤とした保護策                       | 57 |
| 5. 成果                                | 58 |
| <br><b>6章 交通違反防止および違反常習者の更正プログラム</b> |    |
| 1. 政府の施策                             | 63 |
| 2. コミュニティ・レベルの予防策                    | 67 |
| 3. 学校による防止策                          | 68 |
| 4. まとめプログラムの成果に関する概括                 | 69 |
| <br><b>7章 10代の少年による法廷システム</b>        |    |
| 1. 少年法廷システムの概要                       | 73 |
| 2. 少年法廷に対する政府の施策                     | 75 |
| 3. コミュニティ、家庭、学校を基盤とする非行防止策           | 75 |
| 4. 成果                                | 76 |
| <br><b>8章 警察と市民団体のパートナーシップに向けて</b>   |    |
|                                      | 91 |

## 資料

- ・全米の防犯団体名（日本語）
- ・全米の防犯団体活動内容（日本語）
- ・全米の防犯団体連絡先（英語）
- ・全米の防犯団体ホームページアドレス（英語）
- ・青少年のための地域を基盤とした活動リスト（所轄および団体名）
- ・性犯罪者の氏名、写真、犯罪暦を公開したウェブサイトの事例